

平成 23 年 9 月 12 日

各 位

会 社 名 インスパイアー株式会社  
代表者氏名 代表取締役社長 田頭 純一  
( J A S D A Q ・ コード : 2 7 2 4 )  
問 合 せ 先 取締役経営企画室長 駒澤 孝次  
電 話 番 号 0 3 - 3 2 8 9 - 6 6 5 1

## 大阪証券取引所への「改善状況報告書」の提出に関するお知らせ

当社は、平成23年2月28日付で提出いたしました「改善報告書」について、「JASDAQにおける有価証券上場規程」第37条第1項の規定に基づき、改善措置の実施状況及び運用状況を記載した「改善状況報告書」を、本日、添付のとおり提出いたしましたので、お知らせいたします。

別添資料 : 「改善状況報告書」

以 上

平成 23 年 9 月 12 日

株式会社大阪証券取引所  
取締役社長 米田 道生 殿

イリスパイク株式会社  
代表取締役社長 田頭 純一  
(JASDAQ 銘柄コード : 2724)



### 改善状況報告書

当社は、平成 23 年 2 月 28 日付に提出いたしました「改善報告書」について、JASDAQ における有価証券上場規程第 37 条第 1 項の規定に基づき、改善措置の実施状況及び運用状況を記載した「改善状況報告書」をここに提出いたします。

インスパイアー株式会社

改善状況報告書（平成 23 年 9 月 12 日提出）

目次	頁数
1．本件事案に至る経緯	01
2．本件事案に至った原因	01
ファイナンス関連業務に対する経営判断基準の未整備	02
ファイナンス業務管理体制の未整備	02
担当部門におけるヒューマンリソースの不足	02
全社的な社内規程遵守に対する意識の不足	02
当社経営陣等の適正な企業経営に対する重要性の認識の不足	03
3．改善措置	03
ファイナンス関連業務に対する経営判断基準の未整備に対する再発防止策	03
ファイナンス業務管理体制の未整備に対する再発防止策	03
担当部門におけるヒューマンリソースの不足に対する再発防止策	04
全社的な社内規程遵守に対する意識の不足に対する再発防止策	04
当社経営陣等の適正な企業経営に対する重要性の認識不足に対する再発防止策	04
4．改善措置の実施・運用状況	05
ファイナンス関連業務に対する経営判断基準の整備	05
ファイナンス業務管理体制の整備	06
組織・体制の整備	06
教育の強化による全社的な社内規程遵守に対する意識の徹底	07
当社経営陣等に対する適正な企業経営及び遵法意識の徹底	09
5．今後の当社の取り組み	12

[ 添付資料 ]

別紙 1：ファイナンス実行プロセス

別紙 2：ファイナンス実行準備書類一覧

## 1. 改善報告書提出の経緯

当社は、平成 22 年 11 月 26 日付の「第三者割当による行使価額修正条項付新株予約権の発行及びコミットメント条項付第三者割当契約に関するお知らせ」のとおり、当社取締役会にて香港市場における証券仲介業や投資アドバイザー等の金融事業会社である Sun Hung Kai Investment Services Limited (以下「SHKIS 社」という。)を主たる割当予定先として、第三者割当による新株予約権(以下「本新株予約権」という。)の発行を決議した旨をお知らせいたしました。

しかしながら、当社は、本新株予約権の割当先である SHKIS 社を名乗る送付元より、平成 22 年 12 月 6 日付の国際宅配便にて、前述の適時開示に記載した SHKIS 社の引受けについて、(a)「SHKIS 社の本新株予約権の引受け協議の窓口責任者(以下「SHKIS 社窓口責任者」という。)から SHKIS 社経営陣に知らされておらず、SHKIS 社において正式な承認手続きを経ていないこと」、(b)「SHKIS 社窓口責任者が行った契約行為等は、当該窓口責任者に契約行為に係る一切の権限を SHKIS 社としては与えていないため無効であること」、(c)「これらの事実から、本新株予約権の引受に対して SHKIS 社として法的な責務を負うものではないこと」、(d)「当社に対して速やかに本新株予約権の発行に係る当社適時開示の訂正・撤回を要請すること」との趣旨が記載されたレターを受領いたしました。

その後、当社といたしましては、速やかに事実関係の確認を行うべく対応を開始いたしましたが、確認作業の具体的な進展がなく、平成 22 年 12 月 8 日開催の当社取締役会において、当該時点において本新株予約権の発行に関する重大な疑義の払拭について目処が立たないことを踏まえて、本新株予約権を発行中止とした場合の影響の大きさについて十分な検討を行った上で、最終的な判断として、平成 22 年 12 月 8 日付の「第三者割当による新株予約権の発行中止に関するお知らせ」のとおり当該新株予約権の発行中止(以下「本件事案」という。)を決議いたしました。

また、その後の本件事案に係る内部調査等において、平成 22 年 11 月 26 日付の適時開示の記載内容に、誤った事実が記載されていることが確認されたため、平成 23 年 1 月 26 日付の「(訂正)第三者割当による行使価額修正条項付新株予約権の発行及びコミットメント条項付第三者割当契約に関するお知らせ」のとおり、該当する誤記載を訂正いたしました。

## 2. 本件事案に至った原因

当社といたしましては、本件事案の発生に関する外的要因として、SHKIS 社窓口責任者と当社との間の本新株予約権の発行等に係る事務手続きにおいて、ビジネス慣例や慣習及び意思伝達における理解の相違等によって引き起こされたものであると認識しており、当該事項が本件事案の発生の要因の一つであると認識しております。

また、それと同時に、本新株予約権の発行等に係る業務プロセスに対して、当社において必要十分な整備と、より慎重な運用が行われていれば、本件事案の発生を未然に防止するための十分な対応が可能であったとも考えており、本新株予約権の割当先に対する確認等が不十分のまま当社取締役会での発行決議を行う等の当社社内管理体制の不備という内的要因が、本件事案の発生の主たる要因の一つであると認識しております。

これらのことから、当社は、外部有識者による調査委員会による調査及び当社による内部調査を実施した結果、本件事案の発生に関する内的要因である当社社内管理体制の不備の存在に

ついて、下記のとおりに認識しております。

#### ファイナンス関連業務に対する経営判断基準の未整備

当社において、第三者割当における割当先の選定等のファイナンス関連業務に係る明確な経営判断基準が未整備であったことが、本件事案の発生原因の一つであると考えております。

当社が、迅速なファイナンスの実行を志向すると同時に、第三者割当における割当先の選定等のファイナンス関連業務に関して、明確な経営判断基準が設定されていなかったことにより、割当先に対する本新株予約権の引受けに対する事前の意思確認及び調査が十分に行われず、本新株予約権の引受けに係る割当先の状況の事実関係について、早期に把握できなかったという問題が存在するとの認識でおります。

#### ファイナンス業務管理体制の未整備

当社経営陣及び社内関係者が、ファイナンス業務の進捗状況を的確に把握し、確実な業務遂行を行うための業務管理体制が未整備であったことが、本件事案の発生原因の一つであると考えております。

ファイナンス業務に関しては、担当部署である経営企画室の実務担当者一名が主に業務を遂行しており、属人的な知識や経験に頼らざるを得ない状況を生むこととなっております。また、当社は、現在の財務状況の改善が喫緊の課題となっており、迅速なファイナンスの実行を志向する企業風土が醸成されておりました。その結果、当該部門のファイナンス業務における各種証憑の取得や情報の確認等の業務プロセスの徹底が疎かとなり、必要十分かつ適時性をもって業務が遂行されなかったとの認識でおります。

#### 担当部門におけるヒューマンリソースの不足

ファイナンス業務実務が、担当部門である経営企画室の一名の実務担当者に依存する状況となっており、社内における相互チェック体制が十分に機能していなかったことが、本件事案の発生原因の一つであると考えております。

代表取締役社長の直轄部門である経営企画室は、平成 22 年 6 月開催の当社定時株主総会以降、管掌役員である当社代表取締役社長と担当部門の実務担当者一名の間で、ファイナンス業務や IR 業務を担当していたため、社内他部門や外部からのチェック機能が有効に働かず、属人的な知識や経験に基づく客観性を欠いた業務推進となっていたとの認識でおります。

#### 全社的な社内規程遵守に対する意識の不足

会議体に関する議事録等の証憑を残すことを明示した社内規程による定めが遵守されない等、全社的な社内規程の遵守に対する意識が不十分であったことにより、ファイナンス業務の推進において議事録等の証憑を基礎とした的確な業務チェックが行われなかったことが、本件事案の発生原因の一つであると考えております。

当社では、重要な経営施策であるファイナンス業務の推進にあたり、当社常勤取締役を中心とした経営会議において、ファイナンス業務に係る重要事項について報告・審議検討を行っておりました。しかしながら、上記 に記載のとおり、担当部門のヒューマンリソースの不足により、当社規程による定めがあるにもかかわらず、経営会議に関す

る議事録等の証憑の作成を行っておりませんでした。

そのため、ファイナンス業務等の経営課題の検討に関する当社経営陣の判断に至るまでの検討事項や検討結果等の経緯について、当社経営陣及び管理職等による適切なマイルストーンを定めた業務チェックが不十分であったとの認識であります。

#### 当社経営陣等の適正な企業経営に対する重要性の認識の不足

上場企業として株主、投資家、証券市場等のステークホルダーに対する信頼と責任を果たすための適正な企業経営の遂行に対する重要性の認識が、当社経営陣及び管理職において不十分であったことが、本件事案の発生原因の一つであると考えております。

ファイナンスという重要な経営施策の検討・実施に際して、上場企業としての責任の重さを十分考慮し、監査法人や弁護士、公認会計士、証券会社等の外部専門家への相談・確認の実施等を十分に確保し連携する必要があるにもかかわらず、喫緊の経営課題である当社の財務基盤の改善により当社の企業価値向上を図り、当社のステークホルダーに対する将来的な利益に寄与するとの一義的な判断の下、性急なファイナンスの実行を志向することで、適正な企業経営を遂行するための必要十分かつ慎重な判断がなされなかったとの認識であります。

### 3. 改善措置

上記2に挙げた要因を踏まえ、当社といたしましては、同様な問題の再発防止を図るため、「改善報告書」提出時点において講じた改善措置策は以下の通りです。

#### ファイナンス関連業務に対する経営判断基準の未整備に対する再発防止策

当社は、第三者割当によるファイナンスにおける割当先の選定において、割当先に対して当社が確認及び留意すべき事項を明確化すると同時に、割当先の投資意図・投資ポリシーを確実に把握することで、全てのステークホルダーに意義のある当社企業価値の向上に結びつく割当先の選定を行うことを目的として、割当先の選定に係る経営判断基準を整備いたします。

また、当該選定基準への適合性を確認するための手順として、当社経営陣が率先して情報を収集することといたします。

具体的には、ファイナンスの協議段階において、当社経営陣による割当先の経営陣等との面談の実施及び申込書等の必要書類について割当先の取締役による署名押印の確認等を徹底することにより、当社経営陣が率先して情報を収集し、当該割当先が当社企業価値の向上に結びつくことを的確に判断してまいります。

#### ファイナンス業務管理体制の未整備に対する再発防止策

当社経営陣及び管理職等が、ファイナンス業務の進捗状況を的確に把握し、確実な業務遂行を行うための業務管理体制の整備として、ファイナンス業務における業務プロセス上の遺漏を排除するための業務フロー並びにファイナンス業務において必要となる書類・証憑類の一覧を作成いたします。

これを、当社経営陣及び社内関係者に配布・閲覧・説明等を実施することにより、フ

ファイナンス業務の進捗状況を確認できる状態にするとともに、経営企画業務の実務担当者の属人的な知識・経験に頼らざるを得ない事態を低減させることで、担当者以外によるチェック機能が働く環境が整うものと考えております。

#### 担当部門におけるヒューマンリソースの不足に対する再発防止策

当社では、当社のファイナンス業務・適時開示等を含む IR 関連業務等の経営企画業務につきましては、経営企画室の一名の担当者に依存していたため、属人的な要素による業務推進がなされていた結果、社内における相互チェック体制が十分に機能していなかったことから、平成 23 年 2 月 1 日付にて、代表取締役社長の直接管掌部門である経営企画室に対して、現時点においては社内人員構成の状況から兼任兼務とはなりますが、当社経営管理部より一名の人事異動を行っております。

これにより、経営企画業務全般の業務遂行における属人的な要素を排除し、当社経営陣を含めた管理部門全体での経営企画業務ナレッジの分散を図るとともに、業務遂行の過程において複数名による相互チェックが行われる組織・業務体制へと移行いたします。

#### 全社的な社内規程遵守に対する意識の不足に対する再発防止策

当社では、社内規程を含めたコンプライアンス意識を醸成し、社内規程の実効性を高めることを目的として当社規程に関する勉強会を、毎月 1 回程度の頻度で継続実施する予定であります。また、各規程の改廃が行われた場合には、その旨を全社に通知し、必要に応じて勉強会を実施する予定であります。

なお、今回のファイナンス業務の過程において当社規程の定めが徹底されていないことが確認された経営会議の議事録の整備につきましては、上記 3 . のとおり、当該会議の議事録作成の担当部門である経営企画室に増員する等の措置を講じて、当社規程に則して作成が確実に行われるように既に取り組みしており、今後も徹底してまいります。

#### 当社経営陣等の適正な企業経営に対する重要性の認識の不足に対する再発防止策

当社は、当社経営陣に対して、当社の今後の経営に反映させるべく、コンプライアンス、コーポレートガバナンス、内部統制、ファイナンス等に関して、法制度やガイドラインの整備状況等の市場動向説明や、当社に対する客観的かつ具体的意見・提言等を行っていただくことを目的として、当社会計監査人である監査法人や公認会計士、弁護士等の外部専門家とのミーティングを開催してまいります。

また、当社経営陣及び従業員については、大阪証券取引所・証券会社・信託銀行等が開催する外部セミナー・勉強会への積極的な参加を促進することで個人の実務スキルと知識のレベルアップを図ると同時に、資料の社内回覧やセミナー受講者が講師となった社内向け勉強会の開催等により、当社経営陣及び関係部門にフィードバックすることで全社的な実務スキルと知識のレベルアップを図ってまいります。

これらの措置を講じることにより、上場企業として株主、投資家、証券市場等のステークホルダーに対する信頼と責任の重要性の認識や、適時開示をはじめとしたコンプライアンスの実現を強く志向する企業風土の醸成のための意識改革等について教育してまいります。

#### 4. 改善措置の実施・運用状況

当社では、上記の改善措置について、以下の通りに実施するとともに、運用を開始しております。

ファイナンス関連業務に対する経営判断基準の整備

当社は、割当先の選定基準を以下の通りに整備し、運用を開始しております。

< 割当先の選定基準 >

- (1) 当社の経営方針・経営計画等について、当社及び割当予定先の双方の経営陣等の打合せにより、割当予定先において明確かつ十分な理解がなされていること。
- (2) 割当予定先が、当社主要株主である筆頭株主又は支配株主となった場合においても、当社コーポレートガバナンスに基づく経営の独立性が確保されることを確約いただけること。
- (3) 割当予定先の投資意図・投資ポリシーについて十分な説明がなされ、当社において当社経営方針等に沿っていると認められること。
- (4) 証券市場における上場企業の役割と責任(上場企業のステークホルダーに対する説明責任や適切な意思決定責任等)を十分に理解していること。
- (5) 上場企業として遵守すべき関係法令並びに上場取引所の諸規則等に対して、当社と同様に高い遵法意識を有していること。
- (6) 当社との緊密な連絡が可能な体制を構築いただき、ファイナンスの遂行に対して必要かつ十分な対応を行っていただけること。
- (7) 当社において割当予定先の払い込みに要する財産の存在の明確な確認ができ、かつ当該財産の調達方法及び拠出元についても明確にしていいただけること。
- (8) 割当予定先の実在性、及び暴力団等の反社会的勢力との一切の関わりがないことが確認されること。
- (9) 割当を受けた株式については、当社が事前に承諾している投資ポリシー(保有方針)に沿って保有すること、かつ当該割当株式の売却においては市場(株価)への影響に最大限の配慮を行うことを確約いただけること。
- (10) 割当を受けた株式の譲渡においては、譲渡先について上記基準が満たされていること、かつ割当予定先からの譲渡に対する当社の事前承諾を受けることを必須条件とすることを確約いただけること。

先般の事態を教訓とし、当社といたしましては、割当予定先の選定基準に係る確認手続きにおいて、当社経営陣及び実務担当者が、割当予定先の代表者や取締役・執行役等(以下「割当予定先の実務担当者」という。)及び公知情報等で割当予定先の業務執行権を有することが確認できた社員で当該割当予定先の実務担当者からの直接の指示により窓口となった者(以下、取締役等を含めて「割当予定先の経営陣等」という。)と、直接の面談を実施し、確認を行うよう徹底してまいります。

更に、ファイナンス業務の各過程において、当社経営陣が適切に判断できる体制を確保し、当該ファイナンス業務が円滑に成就するよう、当社が割当予定先から受領し又は取り交わす予定のドキュメントについては、基本的には、その重要性のレベルに応じ、

当該割当予定先の担当部署の責任者、次いで管掌取締役、最終的には代表取締役の署名又は記名押印を頂くよう徹底することにより、本権事案の原因となったりリスクを極小化し、当社の利益が損なわれることがないように配慮してまいります。

#### ファイナンス業務管理体制の整備

当社では、ファイナンス業務の進捗状況を的確に把握し確実な業務遂行を行うことを目的として、当社経営陣、管理職及び業務関係者等がファイナンス業務に従事する際の業務プロセス上の遺漏を排除するための業務フロー（プロセス）の作成並びにファイナンス業務において必要となる書類・証憑類の一覧の作成を実施するとともに、これを当社経営陣及び社内関係者に対して、配布し及び社内ネットワーク上で閲覧を可能とした上で、説明等を実施いたしました。

別紙 1 : 「ファイナンス実行プロセス」

別紙 2 : 「ファイナンス実行準備書類一覧」

当社といたしましては、これらと同様に、今後もファイナンス業務に係る情報の文書化及び情報共有を推進することにより、当該ファイナンス業務の実行部門である経営企画室の人員の異動や退職等に際しても、適切に業務遂行が出来る体制を整えてまいります。

尚、ファイナンス業務は定期的に発生する業務ではないために陳腐化や形骸化してしまう危険が無いとも限らないことを想定し、当社における再発防止策の推進及び社内管理体制の強化を継続的に図って行くべく、当社経営陣及び当社実務担当者が四半期毎に当該再発防止策の実効性について協議し検討を行うこととし、その運用において新たな問題点が確認された場合には、速やかに改善措置を講ずるものいたします。

#### 組織・体制の整備

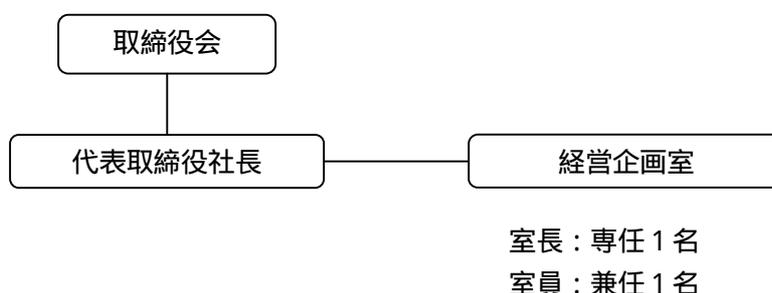
前述の通り、当社は、第一段階として、平成 23 年 2 月 1 日付で、代表取締役社長直轄である経営企画室に、経営管理部との兼務ながら、一名の増員いたしました。

当社経営企画室は IR 担当部門でもありますが、平成 23 年 5 月 12 日付にて、管理部門を管掌する取締役に経営企画室長を兼任させ、情報取扱責任者として株式会社大阪証券取引所に届出を行っております。

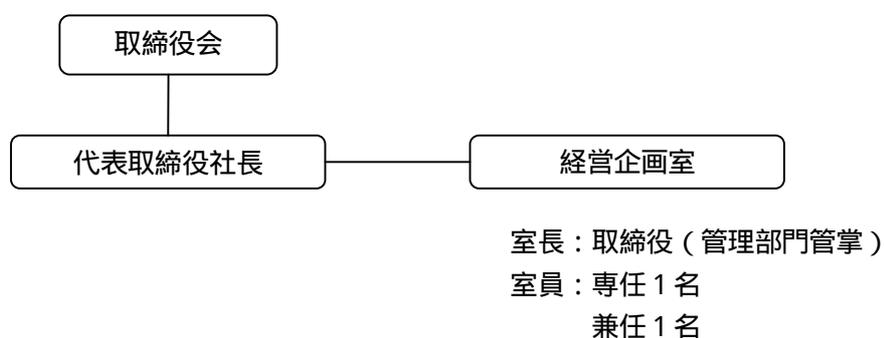
この際、同時に、経営管理部と兼務していた担当者を同日付で専任とし、新たに新規事業開発部と兼務で一名を増員して三名体制として、今日に至っております。

これら一連の組織及び体制の整備により、当社経営陣を含めた管理部門全体に対して経営企画業務ナレッジの分散並びに周知を図るとともに、業務遂行の過程において複数名による相互チェックが行われる組織及び業務体制へと移行いたしました。

<旧組織> 平成 23 年 2 月 28 日時点



<新組織> 平成 23 年 8 月 1 日現在



教育の強化による全社的な社内規程遵守に対する意識の徹底

当社は、会議体に関する議事録等の証憑を残すことを明示した社内規程による定めが遵守されない等、全社的な社内規程の遵守に対する意識が不十分であったことを受けて、社内の当社規程管理部門責任者（経営管理部長、経営企画室長等）を講師として当社規程に係る社内講習会を行うこと等により、全社的な社内規程の遵守に対する意識の徹底と遵法意識を持った企業風土の醸成を図ることとしております。

又、一部規程の改廃が行われた事を受け、その旨を全社に通知し、規程勉強会において改廃箇所の説明を実施しております。

本報告書の提出までに実施した社内講習会は、以下の通りとなります。

実施日	講習内容	時間	講師	参加者
平成 23 年 1 月 28 日	規程勉強会 （第 1 回：組織 規程関係）	約 60 分	経営管理担当	当社従業員 合計 8 名
平成 23 年 1 月 31 日	規程勉強会 （第 1 回：組織 規程関係）	約 50 分	経営管理担当	当社取締役及び 常勤監査役の合 計 5 名
平成 23 年 2 月 25 日	規程勉強会 （第 2 回：業務 規程関係）	約 75 分	経営管理担当	当社取締役及び 常勤監査役、従業 員の合計 13 名

平成 23 年 4 月 4 日	規程勉強会 (第 3 回:業務 規程関係)	約 60 分	経営管理担当	当社取締役及び 常勤監査役、従業 員の合計 13 名
平成 23 年 4 月 27 日	規程勉強会 (第 4 回:内部 統制規程関係)	約 60 分	経営管理担当	当社取締役及び 常勤監査役、従業 員の合計 13 名
平成 23 年 5 月 30 日	規程勉強会 (第 5 回:基本 規程関係)	約 75 分	経営企画室担当	当社取締役及び 常勤監査役、従業 員の合計 12 名
平成 23 年 6 月 29 日	規程勉強会 (第 6 回: I T 規程関係)	約 75 分	経営企画室担当	当社取締役及び 常勤監査役、従業 員の合計 12 名
平成 23 年 7 月 27 日	規程勉強会 (第 7 回:就業 規程関係)	約 75 分	経営企画室担当	当社取締役及び 常勤監査役、従業 員の合計 12 名

社内講習会にて使用した資料につきましては、その都度、社内の関係者に配布又は回覧しており、今後質問がある場合には経営管理部にて個別に質疑を受ける旨を伝えております。

又、今回のファイナンス業務の過程において、当社規程に違反して経営会議の議事録が整備されていなかった問題につきましても、当社規程に則して作成の上、経営会議メンバーで回覧等し、その内容に齟齬が無いことを相互に確認するよう、運用の徹底をいたしました。

尚、本報告書の提出までに実施した経営会議の議事録は、以下の通りとなります。

実施日	参加者	会議内容
平成 23 年 1 月 31 日	当社取締役 4 名、常勤監査役 1 名、 経営企画室長ほか 1 名	推進事業の進捗状況、資金状況、 ほか経営に関する情報等の確認
平成 23 年 2 月 7 日	当社取締役 4 名、常勤監査役 1 名、 経営企画室長ほか 1 名	推進事業の進捗状況、資金状況、 ほか経営に関する情報等の確認
平成 23 年 2 月 14 日	当社取締役 3 名、常勤監査役 1 名、 経営企画室長ほか 1 名	推進事業の進捗状況、資金状況、 ほか経営に関する情報等の確認
平成 23 年 2 月 22 日	当社取締役 4 名、常勤監査役 1 名、 経営企画室長ほか 1 名	推進事業の進捗状況、資金状況、 ほか経営に関する情報等の確認
平成 23 年 3 月 9 日	当社取締役 3 名、常勤監査役 1 名、 経営企画室長ほか 1 名	推進事業の進捗状況、資金状況、 ほか経営に関する情報等の確認
平成 23 年 3 月 28 日	当社取締役 3 名、常勤監査役 1 名、 経営企画室長ほか 2 名	推進事業の進捗状況、資金状況、 ほか経営に関する情報等の確認
平成 23 年 4 月 4 日	当社取締役 3 名、常勤監査役 1 名、 経営企画室長ほか 2 名	推進事業の進捗状況、資金状況、 ほか経営に関する情報等の確認

平成 23 年 4 月 11 日	当社取締役 3 名、常勤監査役 1 名、 経営企画室長ほか 2 名	推進事業の進捗状況、資金状況、 ほか経営に関する情報等の確認
平成 23 年 4 月 15 日	当社取締役 3 名、常勤監査役 1 名、 経営企画室長ほか 1 名	推進事業の進捗状況、資金状況、 ほか経営に関する情報等の確認
平成 23 年 4 月 27 日	当社取締役 3 名、常勤監査役 1 名、 経営企画室長ほか 2 名	推進事業の進捗状況、資金状況、 ほか経営に関する情報等の確認
平成 23 年 5 月 9 日	当社取締役 3 名、常勤監査役 1 名、 経営企画室長ほか 2 名	推進事業の進捗状況、資金状況、 ほか経営に関する情報等の確認
平成 23 年 5 月 16 日	当社取締役 3 名、常勤監査役 1 名、 経営企画室長ほか 1 名	推進事業の進捗状況、資金状況、 ほか経営に関する情報等の確認
平成 23 年 5 月 23 日	当社取締役 3 名、常勤監査役 1 名、 経営企画室ほか 1 名	推進事業の進捗状況、資金状況、 ほか経営に関する情報等の確認
平成 23 年 5 月 30 日	当社取締役 3 名、常勤監査役 1 名、 経営企画室ほか 1 名	推進事業の進捗状況、資金状況、 ほか経営に関する情報等の確認
平成 23 年 6 月 6 日	当社取締役 3 名、常勤監査役 1 名、 経営企画室ほか 1 名	推進事業の進捗状況、資金状況、 ほか経営に関する情報等の確認
平成 23 年 6 月 13 日	当社取締役 3 名、常勤監査役 1 名、 経営企画室ほか 1 名	推進事業の進捗状況、資金状況、 ほか経営に関する情報等の確認
平成 23 年 6 月 6 日	当社取締役 3 名、常勤監査役 1 名、 経営企画室ほか 1 名	推進事業の進捗状況、資金状況、 ほか経営に関する情報等の確認
平成 23 年 6 月 20 日	当社取締役 2 名、常勤監査役 1 名、 経営企画室ほか 1 名	推進事業の進捗状況、資金状況、 ほか経営に関する情報等の確認
平成 23 年 6 月 27 日	当社取締役 3 名、常勤監査役 1 名、 経営企画室ほか 1 名	推進事業の進捗状況、資金状況、 ほか経営に関する情報等の確認
平成 23 年 7 月 6 日	当社取締役 2 名、常勤監査役 1 名、 経営企画室ほか 1 名	推進事業の進捗状況、資金状況、 ほか経営に関する情報等の確認
平成 23 年 7 月 13 日	当社取締役 3 名、常勤監査役 1 名、 経営企画室ほか 1 名	推進事業の進捗状況、資金状況、 ほか経営に関する情報等の確認
平成 23 年 7 月 27 日	当社取締役 3 名、常勤監査役 1 名、 経営企画室ほか 1 名	推進事業の進捗状況、資金状況、 ほか経営に関する情報等の確認
平成 23 年 8 月 12 日	当社取締役 3 名、常勤監査役 1 名、 経営企画室ほか 1 名	推進事業の進捗状況、資金状況、 ほか経営に関する情報等の確認

#### 当社経営陣等に対する適正な企業経営及び遵法意識の徹底

当社は、当社の今後の経営に反映させるべく、コンプライアンス、コーポレートガバナンス、内部統制及びファイナンス等に関して、法制度やガイドラインの整備状況等の市場動向説明や、当社に対する客観的かつ具体的意見及び提言等を行っていただくことを目的として、当社会計監査人である監査法人や公認会計士、弁護士等の外部専門家を講師として招聘し、当社経営陣及び経営幹部を対象とした講習会を四半期毎に 1 回を目処に開催することとしております。

本報告書の提出までに実施した外部有識者を講師とした講習会は、以下の通りとなります。

実施日	講習内容	時間	講師	参加者
平成 23 年 3 月 23 日	有識者勉強会 (第 1 回 : 内 部統制)	約 60 分	監査法人 ワールドリンクス 公認会計士	当社取締役及び 常勤監査役、従業 員の合計 7 名
平成 23 年 9 月第 5 週 (予定)	有識者勉強会 (第 2 回)	約 60 分	調整中	当社取締役及び 常勤監査役、従業 員の合計 8 名程 度 (予定)

なお、第 1 回有識者講習会の開催は、本来当社平成 24 年 3 月期第 1 四半期に開催すべきものを、社内的な繁忙時期と重なるため、前倒し開催しております。また、第 2 回外部有識者講習会は、本年 9 月第 5 週の開催を目標に、調整中です。

当社経営陣及び従業員には、大阪証券取引所、証券会社及び信託銀行等が開催する外部セミナーや勉強会への積極的な参加を促進することで個人の実務スキルと知識のレベルアップを図ることを義務付けており、かつ、必要に応じ、各人が参加したセミナーや勉強会の資料を当社経営陣及び関係部門に回覧し、又、これらに参加した者を講師として社内勉強会を実施する方法により、情報共有及び全社的な実務スキル並びに知識のレベルアップを図ることし、既に実施しております。

本報告書の提出までに参加した外部講習は、以下の通りとなります。

実施日	講習内容	時間	主催・講師	参加者
平成 23 年 2 月 18 日	適時開示制度 セミナー	約 90 分	株式会社 大阪証券取引所	IR 担当者 1 名
平成 23 年 7 月 11 日	適時開示制度 セミナー	約 90 分	株式会社 大阪証券取引所	IR 担当者 1 名
平成 23 年 7 月 14 日	内部通報の対 応セミナー	約 100 分	株式会社 エス・ピー・ネッ トワーク	内部統制担当者 1 名
平成 23 年 7 月 21 日	開示業務の事 前化セミナー	約 135 分	宝印刷 株式会社	書類入手
平成 23 年 7 月 27 日	売買単位集約 実務セミナー	約 120 分	住友信託銀行 株式会社	IR 担当者 1 名 総務担当者 1 名
平成 23 年 8 月 3 日	投資セミナー	約 210 分	新日本有限責任 監査法人	経営企画担当者 1 名

平成 23 年 8 月 22 日	リスク危機管 理と組織経営 セミナー	約 90 分	日本監査役協会 千葉科学大学 宮林正恭教授	常勤監査役 1 名
---------------------	--------------------------	--------	-----------------------------	-----------

本報告書の提出までに申込みをした外部講習は、以下の通りとなります。

実施日時	講習内容	時間	主催・講師	参加者
平成 23 年 9 月 12 日	税制改正セミ ナー	約 150 分	税理士法人 トーマツ	経理担当者 1 名
平成 23 年 9 月 15 日	機関投資家向 け I R セミナ ー	約 120 分	住友信託銀行 株式会社	IR 担当者 1 名 総務担当者 1 名
平成 23 年 9 月 15 日	ディスクロー ジャー経営実 務セミナー	約 150 分	株式会社 大阪証券取引所	経営企画担当者 1 名
平成 23 年 9 月 28 日	反社会的勢力 排除の実務セ ミナー	約 130 分	株式会社 エス・ピー・ネッ トワーク	経営企画担当者 1 名

又、当社経営陣が適正な企業経営を遂行するため、以下の外部専門家との緊密な連絡体制を構築し、普段から相談及び確認を綿密に行い、専門的な見地に立った意見を求め、適切な助言を得るようにいたしました。

< 外部専門家一覧 >

	証券取引所	株式会社大阪証券取引所
	顧問弁護士	みなつき法律事務所 弁護士 小林 公明 氏
	証券事務代行者	株式会社住友信託銀行
	法定資料の作成業者	宝印刷株式会社
	外部有識者による委員会 (調査報告書を受領)	委員長：白石篤司法律事務所 弁護士 北村 克己 氏 委 員：いわかぜキャピタル株式会社 取締役・CFO 幾石 純 氏 委 員：麻布トラスト会計事務所 代表 公認会計士 税理士 青島 信吾 氏

更に、適正な企業経営に関する認識を共有し及び情報開示に対する教育の徹底を図る

ため、当社経営陣及び経営幹部を対象として、「会社情報適時開示等に関する手引き」を利用した研修を四半期毎に1回を目処に実施することによって、適正な企業経営の遂行と法令及び上場規則を遵守する強固な社内管理体制及び適時開示体制を構築してまいります。

本報告書の提出までに実施した研修は、以下の通りとなります。

実施日	参加者	研修内容
平成23年 7月6日	当社取締役3名、常勤監査 役1名、経営企画室2名	企業行動規範について 第三者割当に係る遵守事項等

## 5. 今後の当社の取り組み

当社は、本件事案の発生により混乱を招き、当社株主、投資家、証券市場、上場取引所及び関係官庁等に対して多大なご迷惑をおかけいたしましたことを、深く反省しております。ここに、改めてお詫び申し上げる次第です。

当社では、以上のとおり、「改善報告書」を提出した以降、6ヶ月間の取り組みを通じて、記載した改善及び再発防止策については予定通り実施され、その効果として経営陣等を含めた各一人一人の遵法意識の向上、並びに、知識のレベルアップが、少しずつではありますが着実に図られている所であると認識しております。また、今後同様の事案の再発防止に向け、全社的な社内管理体制の更なる充実を目指して取り組みを続ける所存でいます。

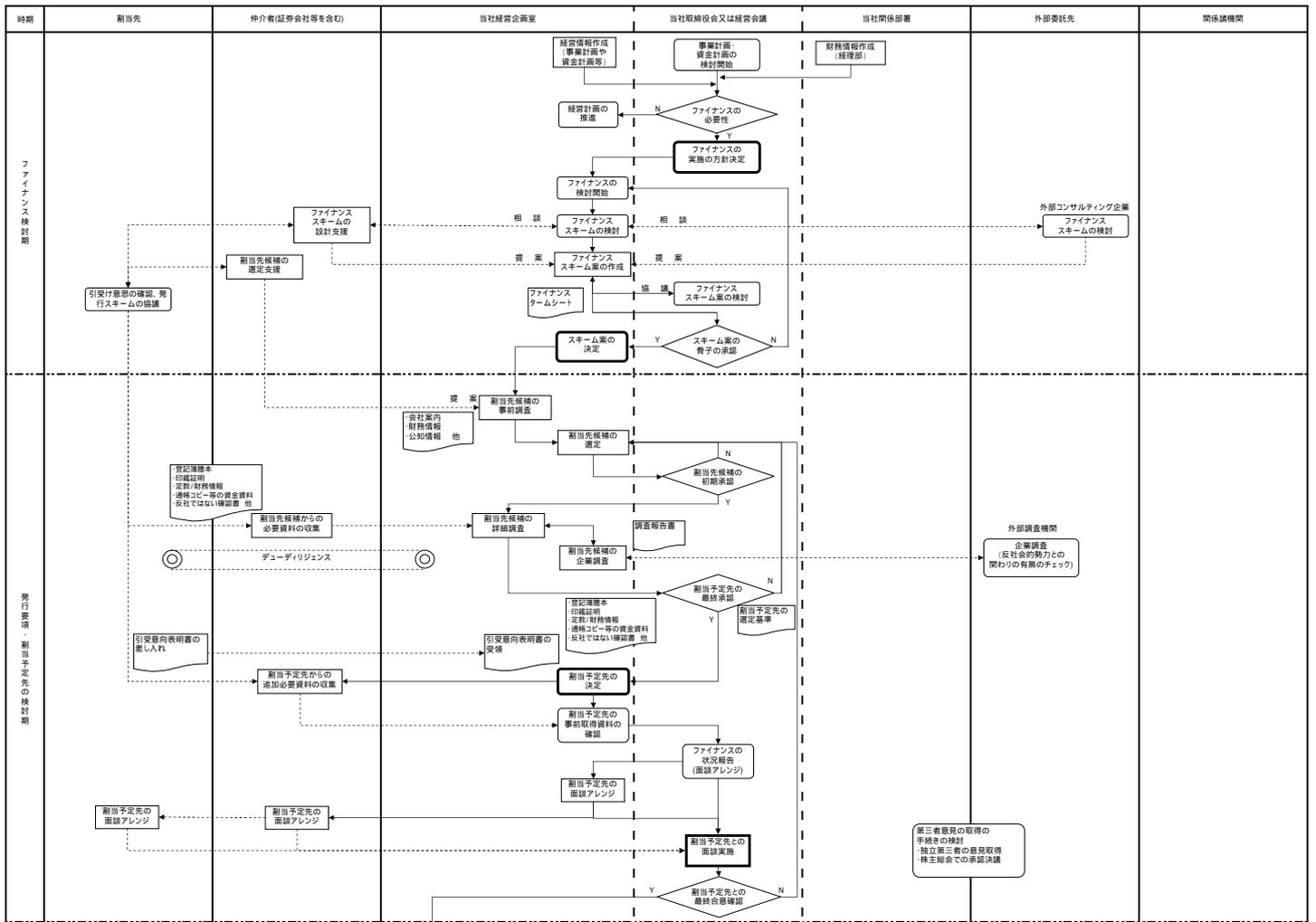
これにより、今後当社が検討し及び実行するファイナンス業務について、より慎重かつ必要十分な確認及び調査が行える社内管理体制の構築と運用を徹底してまいります。

当社は、今後とも、当社社長並びに当社担当者が四半期毎に当該再発防止策の実効性について協議し及び検討することを継続し、その運用において新たな問題点が確認された場合には、速やかに改善措置を講じていくことにより、再発防止、社内管理体制の強化及びこれらの活動の陳腐化を防止していくものいたします。

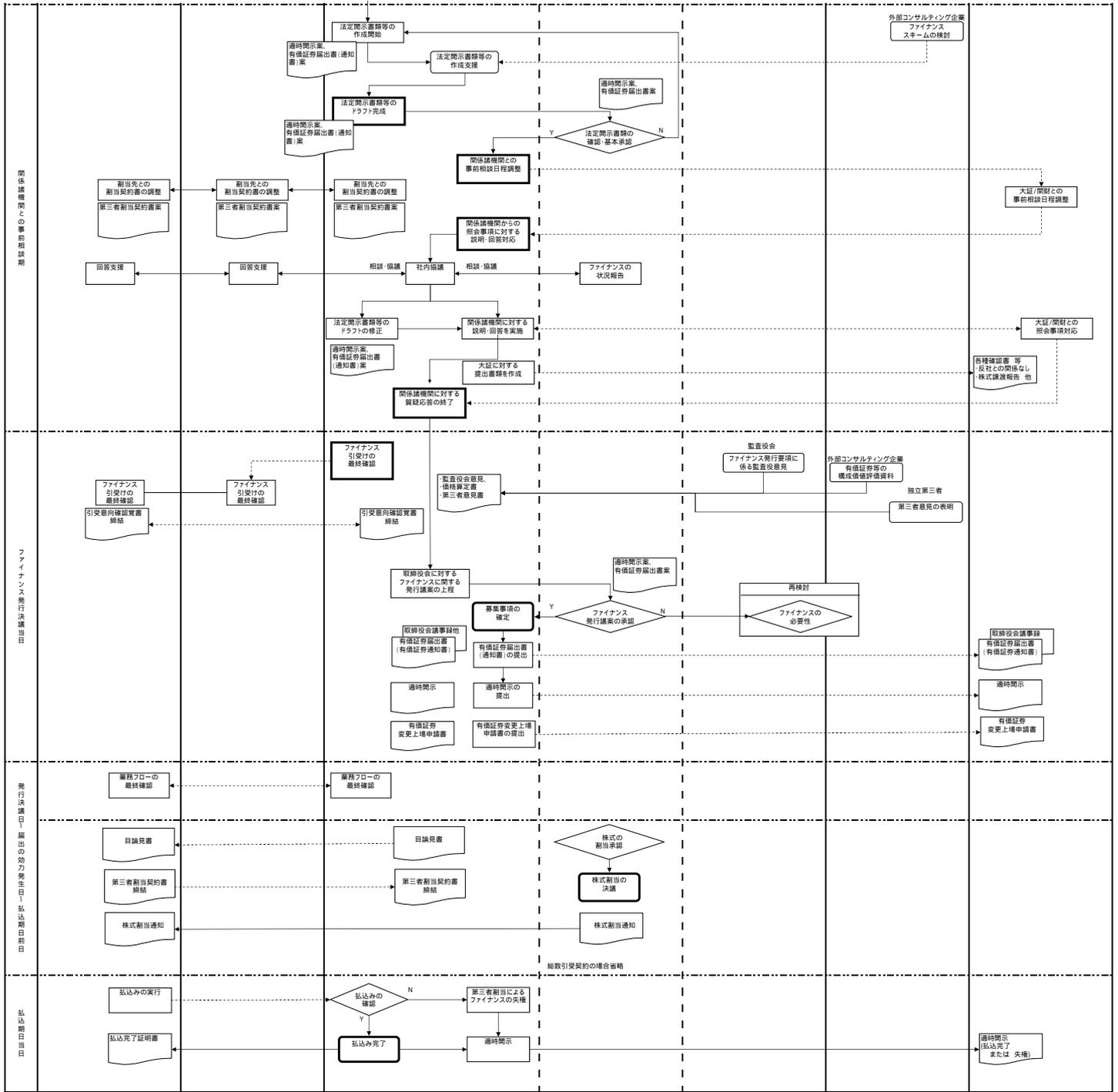
当社は、引き続き当社が証券市場の一員としての責任を果たし、当社がステークホルダーの皆様をはじめとする証券市場全体から信頼を得られるよう、全社一丸となって取り組んでまいります。

以上

別紙1:ファイナンス実行プロセス



第三者委員の取柄の  
手続きの検討  
独立第三者の意見取得  
株主総会での承認決議



別紙 2 : ファイナンス実行準備書類一覧

大日程	提出期限	No.	書類	受領先	チェック
事前相談期		1	割当先謄本		
		2	割当先定款		
		3	印鑑証明書		
		4	割当先の会社情報（会社案内、財務情報、等）		
		5	通帳コピーまたは貸借対照表による現預金残高の確認		
		6	割当先の払込みに要する財産の拠出元についての報告書		
		7	反社会的勢力との関係がないことを示す確認書		
		8	調査機関等による身元調査（会社、経営者、主要株主等）		
		9	募集株式等引受申込の意向表明書（割当先経営陣の署名捺印）		
		10	有価証券届出書ドラフト		
		11	発行決議に係る適時開示ドラフト		
		12	割当先経営陣との面談又は割当合意に係る証憑		
発行決議日の直前期		1	割当を受ける者の属性についての書面		
		2	第三者割当による募集株式の譲渡の報告に係る確約書		
		3	割当を受ける者と反社会的勢力との関係がないことを示す確認書		
		4	発行要項に係る監査役会の意見		
		5	発行価額の算定根拠に係る資料		
		6	当該ファイナンスに係る第三者意見		
		7	募集株式等引受申込の意向確認の覚書（割当先経営陣の署名捺印）		
		8	有価証券変更上場申請書（増資新株式用）		
発行決議日		1	取締役会議事録		
		2	有価証券届出書		
		3	発行決議に係る適時開示		
払込期間		1	目論見書		
払込日当日		1	募集株式等に関する引受承諾書		
		2	第三者割当契約証書		
		3	払込完了証明書		
		4	払込完了に係る適時開示		